



市長定例記者会見

令和7年4月28日（月）15時00分～

旭川市

ASAHIKAWA CITY



高校生年代までの医療費無償化について

高校生年代までの医療費無償化について



生まれてから
18歳になる年度まで
医療費負担を
旭川市がしっかりと支援！

8月からスタート！

高校生年代までの医療費無償化について



医療費は医療保険適用後も未就学児までは2割、小学生以上は3割の自己負担あり

従来の制度は、対象は中学生まで（所得制限あり）
〔課税世帯〕 1割負担 〔非課税世帯及び3歳未満児〕 自己負担なし

令和5年8月から 中学生まで**完全**無償化！

今回

令和7年8月から 高校生年代まで**完全**無償化！

高校生年代までの医療費無償化について



無償化の対象

小児科、歯科など、診療科を問わず、

医療保険適用の医療費の**全て**

通院・入院・指定訪問看護・治療用装具等



注意事項	令和7年7月診察分まで	令和7年8月診察分から
	自己負担あり	自己負担なし

高校生年代までの医療費無償化について



次の場合は子ども医療費助成の対象となりません

- ・入院時の食事代や差額ベッド代、健康診断、検診、予防接種、診断書料、薬の容器代などの保険診療外の費用
 - ・大病院へ紹介状なしでの初診診療による保険外併用療養費
 - ・学校管理下（部活動を含む）での災害に関わる医療費（災害共済給付制度加入者の方）
→日本スポーツ振興センターから給付金が支払われます。受給者証を使用した場合、後日返還していただきます。
 - ・交通事故等第三者行為によるもので損害賠償保険で医療費が支払われるもの
 - ・ひとり親家庭等医療費や重度心身障害者医療費の助成対象となっている高校生年代の方の医療費
- ※ 小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療、自立支援医療など、他の公費制度で医療費の助成を受けることができる方、受けている方は、その公費制度の使用が優先されます。

高校生年代までの医療費無償化について



今回新たに対象になる方は、必ず申請が必要です。

新たに対象になる方

旭川市民であり、公的医療保険に加入している

現在の **高校1年生 から 高校3年生** 年代の方

(平成19年4月2日から平成22年4月1日までに生まれた方)

受給者証をお持ちの中学生以下の年代の方の申請は不要です！

- ※ ひとり親家庭等医療費助成・重度心身障害者医療費助成の資格がある方は申請不要
- ※ GW明けに市内各高校等から「お知らせチラシ」を配付予定です。



5月7日（水） 8：45から申請受付開始

◎電子申請で24時間受付

市公式ホームページから申請フォームにアクセスして、申請してください。

※配布する「お知らせチラシ」の二次元コードからもアクセスできます。

◎申請に必要なもの

・対象者の公的医療保険加入を証明するもの

健康保険証、資格確認書、マイナポータルの資格確認画面など

※電子申請を希望されない方は、子育て助成課窓口又は各支所窓口でもお手続きいただけます。

高校生年代までの医療費無償化について



5月7日（水） 8：45から申請受付開始

6月30日までに申請いただければ、7月下旬に受給者証を送付します。

※要件を満たしている場合は、8月以降の申請分も、8月1日にさかのぼって対象となります。

8月以降、医療機関では、
必ず受給者証を提示してください。

**※受給者証を提示することで、
医療費助成が受けられます。**

子ども医療費受給者証	
公費負担者 書 号	90010042 北海道医療給付事業
受 給 者 番 号	91010011 北海道医療給付事業の受給者証
受 住 所	92010010 旭川市 旭川市 旭川市
給 付 者 氏 名	
生年月日	年 月 日 性別
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
一部負担金	無
発行機関名 及び 印 交付年月日	北海道旭川市長 年 月 日



お問合せ先 旭川市 子育て支援部 子育て助成課 電話 25-6446

【担当】子育て支援部 子育て助成課